

実地指導 主な指導事項

【障害児通所支援事業】

令和4年5月 越谷市

No	項目	種別	内容
1	内容及び 手続きの 説明・同意	放デイ 児発	○重要事項説明書について、以下の事項に不備がありました。 ・利用料金についてチェックボックスを設ける等、算定する加算を明らかにしてください。
2	運営規程・ 重要事項 説明書・利 用契約書	放デイ 児発	○営業日及び営業時間等に誤りがありました。 →見直してください。 ○条例に誤りがありました。 →正しい条例を記載してください。 例) 埼玉県条例→越谷市条例 ○実際に徴収している金額を記載していない例がありました。 →実際に徴収している金額を記載してください。また、項目名を運営 規程、重要事項説明書、利用契約書で揃えてください。
3	契約支給 量の報告 等	放デイ 児発	○サービスの利用に係る契約内容について、変更の報告をしていない例 がありました。 →保護者との契約を締結・変更・終了したときは、受給者証記載事項 その他必要な事項を市子育て支援課に遅滞なく報告してください。
4	個別支援 計画の作 成等	放デイ 児発	○個別支援計画作成に係る会議の前に、個別支援計画の原案を作成して いませんでした →あらかじめ個別支援計画の原案を作成し、会議で意見を求めてくだ さい。 ○モニタリングについて、個別支援計画の目標に対するモニタリングを 実施していない例、又、個別支援計画の目標に対する評価を実施した 記録を確認できない例がありました。 →実施し記録してください。
5	利用定員 の遵守	放デイ 児発	○利用定員について、定員を超えている日がありました。 →利用定員を超えてサービスの提供を行わないでください。
6	障害児通 所給付費	放デイ 児発	○従業員の員数について、サービスの単位ごとにその提供を行う時間帯 を通じて専らサービスの提供にあたる児童指導員等の合計数が2以上 配置されていない日がありました。 →過誤調整をしてください。 ○障害児通所給付費について、利用者が欠席し、サービスを提供してい ない日に算定している例がありました。 →過誤調整をしてください。 ○専門的支援加算について、給付費の算定に必要となる従業員の員数(児 童指導員等加配加算の算定に必要となる従業員数を含む。)に加え、理 学療法士等を1名以上配置(常勤換算による算定)していませんでした。 →過誤調整をしてください。
7	家庭連携 加算	放デイ	○家庭連携加算について、個別支援計画に位置付けていない例がありま した。 →適正に個別支援計画に位置付け、保護者の同意を得たうえで算定し てください。

No	項目	種別	内容
8	福祉専門職員配置等加算	放デイ児発	○福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）について、児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が 100 分の 35 未満であるにも関わらず、算定していました。 →過誤調整をしてください。
9	欠席時対応加算	放デイ児発	○欠席時対応加算（Ⅰ）の算定要件である「利用者又は利用者の家族等との連絡調整を行うとともに、利用者の状況等を記録し、引き続きサービスの利用を促すなどの相談援助を行った場合」についての記録が不十分な例、又、欠席の連絡を受けた記録がない例がありました。 →具体的に記録してください。また、家庭の都合で欠席する場合など詳しい聴き取り及び相談援助が難しい場合はその旨を記録するとともに、次回利用に関する調整等を記録してください。（過誤調整の例あり）
10	特別支援加算	放デイ児発	○特別支援加算について、個別支援計画を踏まえた特別支援計画を作成していませんでした。また、特別支援計画に基づいた訓練又は心理指導を行っていませんでした。 →過誤調整をしてください。
11	関係機関連携加算	放デイ児発	○関係機関連携加算（Ⅰ）について、個別支援計画に関する会議に、当該障がい児が通う関係機関が出席していませんでした。また、個別支援計画に、関係機関との連携の具体的な方法等を記載していませんでした。 また、関係機関連携加算（Ⅱ）について、就学や就職の学年に該当していない利用者を対象に算定していました。 →過誤調整をしてください。